

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 医師意見書作成料内訳書

申請者	受給者番号 (申請者番号)											
	(フリガナ)											
	氏名											
	生年月日							性別				
請求医療機関	事業所名称											
	所在地	〒					－					
		電話番号										

作成依頼日	年 月 日						依頼番号							市町村確認	※						
意見書作成日	令和			年			月			日	意見書送付日	令和					年			月	

意見書作成料	種別	在宅・施設	新規・継続	金額	円
--------	----	-------	-------	----	---

診断・検査費用	内訳		点数				摘要									
	診断															
	検査	胸部単純X線撮影														
		血液一般検査														
		血液化学検査														
		尿中一般物質定性・半定量検査														
	合計						点数合計×10円									

請求書	意見書作成料	円
	診断・検査費用	円
	消費税	円
	合計	円

医師意見書作成料は、在宅・施設別、新規・継続（更新・変更）申請別に以下の金額とする。

	在宅	施設
新規申請者	5000円	4000円
継続申請者	4000円	3000円

主治医がなく主訴もない者が障害支援区分認定を行った場合、意見書を記載するのに必要な診察・検査について、初診料及び医師の判断に応じて行った検査等（以下のものに限る）に対し、診療報酬単価に基づき清算した額を請求することができる。

【医師の判断に基づき行う検査の範囲】
・胸部単純X線撮影 ・血液一般検査 ・血液化学検査 ・尿中一般物質定性・半定量検査

※の欄は記入しないでください